

奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十三号

奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「及びユニット型特別養護老人ホーム」を「ユニット型特別養護老人ホーム」に、「場合、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」を「場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第四十一条第二項（第五十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）」、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」に、「場合、地域密着型特別養護老人ホーム」を「場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム」に、「場合又は」を「場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は」に、「及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」を「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」に改め、「（第四十一条第二項の規定により配置される看護職員に限る。）」を削る。

第七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第九条第二項第三号中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改める。

第十二条第七項及び第十三条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十六条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第十六条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（緊急時等の対応）

第二十三条の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十二条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第三十五条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第三十七条中第七項を削り、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三十七条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

第四十三条中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に、「第三十七条第八項」を「第三十七条第七項」に改める。

第四十六条第九項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
第四十九条中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に改める。

第五十三条中「第十六条第六項」を「第十六条第五項」に、「第三十七条第八項」を「第三十七条第七項」に改める。

附則第六条から第八条までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。